

兵庫県公報

平成26年11月7日 金曜日 第2644号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	1
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 宍粟市）（用地課）	2
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
○ 同上（同）	4
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	5
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
公 告	
○ 地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧（林務課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
辞 令	
○ 佐藤 昌一	7
正 誤	
○ 平成26年10月7日付け兵庫県公報第2635号中	7

告 示

兵庫県告示第978号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
加藤産業株式会社
西宮市松原町9番20号
代表取締役 加藤和弥
- 工場又は事業場の名称及び所在地
加藤産業株式会社上郡工場
赤穂郡上郡町柏野328番6号
- 特定施設に関する事項

種	類	4号ニ 湯煮施設
能	力	400L/時
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後

本件事業の起業者である宍粟市は、これまで、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、本件事業に必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業の施行により、河川改修事業が円滑に進められることから、周辺住民のほか揖保川流域に係る広範囲の公共の安全が保持され、公共の福祉の増進に寄与される。また、今宿地区住民の宗教感情にも適合すると認められることから本件事業により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではなく、任意の起業地調査では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき指定される希少な動植物は確認されておらず、本件事業の施行に伴う環境への影響は極めて小さいものと推測される。また、起業地は市街地内の集団性のない農地であり、周辺農地の土地利用に対する影響も軽微で埋蔵文化財包蔵地も存在しないことから、本件事業により失われる利益は最小限にとどまるものと認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定にあたっては、(1)社会的条件／法令に規定される設置条件の要件を満たすとともに、集落との位置関係について、利便性等に配慮されていること、(2)技術的条件／進入路等の整備が不要で、景観に係る環境対策が容易であること、(3)経済的条件／事業費（用地費、工事費）を軽減でき、経済性に優れていること、以上3つの観点から選定した4案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、4案の中で最も均衡のとれた候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたとおり、地域防災及び住民の安全に資するため、河川改修事業が下流域から進められており、既に現墓地から約500メートルの付近まで築堤等工事が迫っていることから、河川改修事業が円滑に施工されるよう、事前に現墓地を移転する必要がある。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業により整備される墓地は、現墓所を整理し、機能回復に必要な区画数の墓所と、関係法令に規定される墓地として必要な構造や設備を備えたものであり、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要があるため、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

宍粟市役所建設部建設課



兵庫県告示第980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年11月 7日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年11月 7日から 2 週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 浅野山東線	養父市畑字坪ノ内484番1 から 同 市畑字中シマ503番2 まで	旧	6.0から 19.0まで	178.0	
		新	10.0から 29.0まで	185.0	



兵庫県告示第981号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
上 計 (2)	美 方 郡	香 美 町	香住区上計	ウシガ坪 ナンバ山	11番1の一部、11番5の一部、12番1の一部、14番1、14番3から14番5までの各一部、15番の一部 21番の一部、22番の一部、24番の一部、25番1、25番2、26番から32番まで、33番1、34番の一部、35番1の一部、36番1の一部、40番1の一部、44番1、45番、46番の一部、49番の一部、24番から31番に至る地先の道路敷の一部、24番から25番1に至る地先の道路敷の一部、34番から35番1に至る地先の道路敷の一部



兵庫県告示第982号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
日 影	美 方 郡	香 美 町	村 岡 区 日 影	奥 河 内 坪 ノ 内	391番の一部、393番の一部、397番1の一部、397番2の一部、398番1、398番2、399番、400番の一部、401番1の一部、402番の一部、391番から400番に至る地先の道路敷の一部、401番1から402番に至る地先の道路敷の一部、391番から402番に至る地先の水路敷の一部、391番から393番に至る地先の水路敷の一部、398番2から402番に至る地先の水路敷の一部、400番地先の水路敷の一部 457番から461番までの各一部、482番、483番1、490番から494番まで、495番の一部、490番地先の道路敷の一部、460番から490番に至る地先の水路敷の一部、482番から483番1に至る地先の水路敷



兵庫県告示第983号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 リゾートトラスト株式会社
 代表者の氏名 伊 藤 勝 康
 住所 名古屋市中区東桜2-18-31
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称) 芦屋浜ベイコート倶楽部
 所在地 芦屋市海洋町2番10
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 平成26年11月7日から同月20日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 平成26年11月7日から同月20日まで
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第984号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成26年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25但豊位置 0006号	26. 10. 20	豊岡市日高町祢布字サフリ1015番7の一部、 1015番8の一部	6.00	69.45

公 告

地域森林計画の樹立及び一部変更の案の縦覧

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項及び同条第5項の規定により、円山川地域森林計画を樹立し、加古川地域森林計画及び揖保川地域森林計画の一部を変更するので、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、兵庫県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成26年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 樹立及び一部変更する地域森林計画区の名称等及び縦覧場所

区分	名称及び区域	計画期間	縦覧場所
円山川地域森林計画の樹立	<円山川森林計画区> 豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	平成27年4月1日から 平成37年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所
加古川地域森林計画の一部変更	<加古川森林計画区> 神戸市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 猪名川町 多可町 稲美町	平成24年4月1日から 平成34年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所

揖保川地 域森林計 画の一部 変更	<揖保川森林計画区>	平成26年4月1日から 平成36年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事 務所 西播磨県民局光都農林振興事務所
	姫路市		
	相生市		
	たつの市		
	赤穂市		
	宍粟市		
	神河町		
	市川町		
	福崎町		
	太子町		
上郡町			
佐用町			

2 縦覧期間

公告の翌日から28日間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年11月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市野村町字南沢1559番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西脇市日野町143番地
株式会社タカソー 代表取締役 吉 田 孝 明
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年 5月14日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－1号（26西脇）

辞 令

平成26年10月26日付

佐 藤 昌 一

辞職を承認する

正 誤

○平成26年10月 7日付け（兵庫県公報第2635号）

兵庫県告示第883号（昭和43年兵庫県告示第449号の2（兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定）の一部改正）中

(ページ)	8
(行)	上から 5
(誤)	「 同 二見直立けい船護岸(A) 60.3 — — 同 同 別府公共物揚場(38) 84.0 6.0 2.0 鋼管杭式 」
(正)	「 同 二見直立けい船護岸(A) 60.3 — — 同 」及び 「 同 別府公共物揚場(38) 84.0 6.0 2.0 鋼管杭式 」